

# 第66回戸田橋花火大会出店者募集要領

戸田橋花火大会実行委員会

## 1 趣旨

花火大会来場者の満足度向上と、市内経済の発展を図ります。

## 2 出店日時

令和元年8月3日(土) ※荒天時は、8月4日(日)に順延

午後4時00分から午後8時00分まで

※東側会場(有料席エリア)の出店に関しては、協賛企業による出店ブースを設ける予定です。

## 3 出店場所

別紙のとおり(荒川河川敷内)

## 4 募集店舗数

東側会場(有料席エリア): 10店舗程度

西側会場(自由席エリア): 10店舗程度

※いずれかの出店希望会場を選択してください。

※キッチンカーによる申込可

※1申請者(社)につき1店舗のみの申請とします。

※応募者多数の場合は、出店品目等により、厳正なる選考にて決定します。また、各会場内での出店配置は、出店数や現場の状況を考慮し決定します。なお、出店の可否については、7月8日(月)までに郵送にてお知らせいたします。

## 5 出店内容

原則自由。

ただし、大会の品位や安全を損なわないものとします。

## 6 備品

(1) テント1張【間口約3.6m×奥行き約2.7m】

(2) 各テントにつき、机2台、イス2脚

(3) テント内照明有

(4) 出店者用看板有(テント上部に設置)

(5) 【有料レンタル可】発電機1台(2.8kw)あたり12,000円

※上記以外の備品(発電機、ゴミ箱、水道設備、消火器等)については、各出店者でご用意ください。火気等を使用する場合の安全管理については、消防法令を遵守してください。

## 7 搬入・搬出・駐車

- (1) 搬入時間：午前10時から
- (2) 搬出時間：会場周辺の交通規制解除後（目安として午後9時半頃）  
※午後5時から午後9時30分頃まで、会場周辺は交通規制となる為、車での搬入・搬出はできません。
- (3) 車両は1テントにつき1台、会場内（テント裏）に駐車することができます。
- (4) キッチンカーについては、指定場所に駐車してください。

## 8 出店申込資格

下記3点の条件を満たすこと

- (1) 戸田市内に本店又は、支店がある事業者であること  
※キッチンカーについては、埼玉県内又は東京都内に本店がある事業者であること
- (2) 暴力団関係者でないもの
- (3) 「10 出店にあたっての遵守事項」に同意できること

## 9 出店申込

- (1) 1出店あたり30,000円  
※キッチンカーについては、1出店あたり20,000円
- (2) 出店申込期間は、令和元年6月10日（月）から令和元年6月27日（木）17時までとします。なお、出店において必要とされる臨時出店届出及びイベント開設届出については、戸田橋花火大会実行委員会事務局にて取りまとめの上、提出します。

## 10 出店にあたっての遵守事項

次に掲げる事項を遵守頂けない場合は出店を取り消し、次回以降の出店も認めません。

- ・車両を使つての搬入については交通規制実施前までに、搬出については交通規制解除後に行ってください。
- ・駐車場は、割り振られた指定の区画内において駐車してください。発電等のためエンジンをかけたままとすることは、排気ガスが出て他の出店者や来場者の迷惑となりますのでおやめください。
- ・来店者の整列や誘導は出店者自ら行い、花火来場者の動線を妨げないようにしてください。
- ・出店者は、出店に関する衛生・火気取扱いなど一切の責任を負うものとし、実行委員会は、これら一切の責任を負いません。万一、事故等が発生した場合には、速やかに主催者に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応を行うものとしします。
- ・発電機の有料レンタルを使用する場合は、1台あたり2.8kwまでとなります。容量を超えての使用や、申請以外の機器を使用することはできません。
- ・発電機を使用する場合は、損害賠償責任保険に加入してください。
- ・発電機を使用する場合は、安全に配慮するとともに途中の給油はしないでください。また、携行缶は持ち込まないでください。
- ・許可を受けたもの以外の販売はできません。
- ・出店内容に関わらず、必ず消火器（使用期限内のもの）を用意ください。
- ・出店後は清掃等を徹底してください。発生したゴミは、出店者各自で責任を持って持ち

帰りください。

- ・ 出店名義のまた貸しはできません。
- ・ 申込書の内容に違反が認められた場合は、営業時間内でも出店を中止とします。
- ・ 花火大会終了後、8月16日（金）までに、「売上報告（様式）」を提出してください。（今後の参考とします。他の目的には使用しません）
- ・ 申込時の個人情報、当大会の出店管理及び連絡以外には使用しません。ただし、警察及び保健所等の公的機関から要請があった場合にはこの限りではありません。
- ・ 出店及び販売行為、販売した商品等に関して事故や苦情があった場合は、出店者の責任において誠意をもって対処してください。
- ・ 大会の中止又は規模を縮小した場合の損失補償は行いません。
- ・ 周囲の警備員等のスタッフは大会運営の人員のため、出店区域内での事故や盗難については実行委員会では一切の責任を負いません。
- ・ 来店者や他の出店者等とのトラブルとならないように対応してください。
- ・ 緊急時の対応があるときは協力してください。
- ・ 備品及び商品の保全管理は出店者が行ってください。
- ・ 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないものとしてください。
- ・ その他、戸田橋花火大会実行委員会の指示に従ってください。

#### 1 1 出店申込書の提出先及び連絡先

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

戸田橋花火大会実行委員会事務局（戸田市役所経済政策課内）

MAIL [keizai@city.toda.saitama.jp](mailto:keizai@city.toda.saitama.jp)

TEL 048-431-0206

FAX 048-432-9910